

# 阿賀町耐震改修促進計画

平成21年4月  
(令和8年3月)

阿 賀 町

## 目 次

第1	総則	1
1.	計画の目的	1
2.	阿賀町耐震改修促進計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	3
4.	計画の対象	3
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1.	想定される地震の規模、被害の状況	4
2.	耐震化の現状	8
3.	建築物の耐震化の目標設定	19
第3	住宅及び特定建築物の耐震化推進を図るための施策	23
1.	阿賀町の耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	23
2.	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	25
3.	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	26
4.	建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要	26
5.	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	28
6.	特定優良賃貸住宅の空き家の活用	30
7.	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減	30
第4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 について	31
1.	地震防災マップの活用	31
2.	情報提供の充実及び相談体制の整備等	31
3.	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	31
4.	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	32
5.	町内会等との連携	32
6.	耐震改修促進税や地震保険料割引等の周知	32
第5	耐震診断及び耐震改修の法による指導等	33
1.	法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	33
2.	建築基準法による勧告又は命令等の実施	34
第6	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	35
1.	新潟県耐震改修促進協議会の参加	35
第7	附則	36

# 第 1 総 則

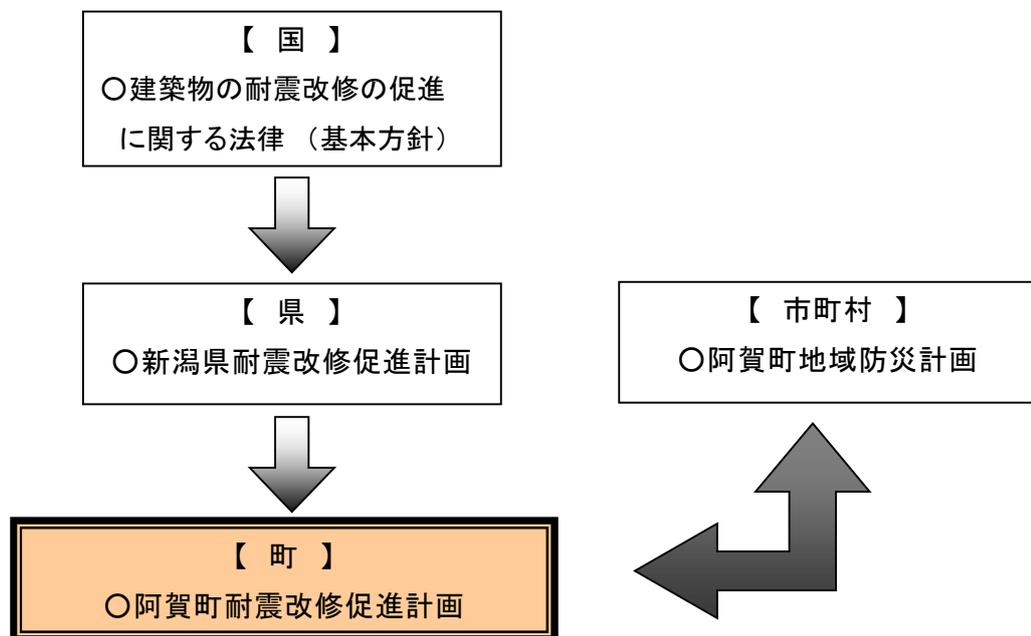
## 1 計画の目的

阿賀町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

## 2 阿賀町耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 5 条第 7 項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。

計画策定にあたり、新潟県耐震改修促進計画を勘案するとともに、本町における阿賀町地域防災計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。



阿賀町建築物耐震改修促進計画の位置づけ

(1) 「阿賀町地域防災計画」

阿賀町地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画  
第6節建築物等災害予防計画の中で、建築物等の耐震化について定め  
られています。

ア 根幹的な公共施設などは、災害時の復旧活動において重要な拠点  
施設となるため、耐震基準等の検討を踏まえて耐震性及び耐火性  
の向上を図り、適切な維持管理に努める。

イ 民間の住宅・建物等については、所有者に対して防災上の点検及  
び災害予防の重要性についての啓蒙に努め、耐震性の向上を促進  
する。

ウ 災害発生後の建築物等による二次災害を防止するために体制の  
確立を図る。

こととされています。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、平成27年度までとします。

ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象

本計画の対象地域は阿賀町全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準（※1）を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとします。

また、公共建築物については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、本耐震改修計画においては、民間建築物及び町有建築物について対象とします。

※1 [現行の耐震基準]

中規模の地震（震度5強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度6強から震度7程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

## 第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

新潟県において過去に被害をもたらした地震や、主要な活断層の分布状況、調査時点での科学的知見を踏まえ、県内において発生が想定される地震は以下6つの地震が報告されています。

これは、新潟県が阪神・淡路大震災の教訓の踏まえ、県内の大きな影響を与えると予想される地震を科学的知見から検討した結果、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたことから、平成7年から平成10年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施したものの結果になります。

想定地震の諸元

想定地震名	震源諸元 マグニチュード (※1)	長さ (km) (※1)	幅 (km) (※1)	傾斜 (※1)	位置等 (※1)	《参 考》 上端深 (※2)
秋田沖の地震（海域）	7.6	80	40	30° E	秋田県西方沖の震源	1 km
新潟県南西沖の地震 （海域）	7.7	100	38	35° E	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源	2km
粟島付近の地震（海域）	7.5	80	30	56° W	新潟地震と同程度の地震 （1964年）	6km
下越地方の地震（内陸）	7.0	32	12	90°	旧新潟市部から旧白根市部にかけての断層	6km
中越地方の地震（内陸）	7.0	20	10	90°	見附市から長岡市にかけての断層	4km
上越地方の地震（内陸）	7.0	20	10	90°	上越市から妙高市にかけての断層	6km

(※1) 新潟県地震被害想定調査報告書による。(※2) 断層上端から地表面までの距離。



想定震源の位置と大きさ

《被害の概要》

各想定地震における県全体の被害等の一覧は次のとおりです。  
 また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

## 被害想定（建築物被害）

（単位：棟）

区分 想定地震名	木造建築物		非木造建築物		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
秋田沖の地震	0	1	0	4	0	5
新潟県南西沖の地震	628	3,664	75	360	703	4,024
粟島付近の地震	4,009	14,407	718	1,292	4,727	15,699
下越地方の地震	32,192	66,618	3,704	5,747	35,896	72,365
中越地方の地震	14,553	22,418	1,671	4,860	16,224	27,278
上越地方の地震	9,486	17,486	1,127	3,369	10,613	20,855

※複数の要因により被害を受ける建物（例えば、地震動により半壊した建物で、火災により焼失するもの）の被害棟数は重複して計上してあるため、結果として被害棟数はこれらを足し合わせた数値にはなりません。

（出典：新潟県地震被害想定調査）

## 被害想定（人的被害）

（単位：人）

区分 想定地震名	死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
秋田沖の地震	0	1	21	7
新潟県南西沖の地震	19	125	2,660	5,054
粟島付近の地震	117	668	13,346	37,044
下越地方の地震	1,232	2,589	49,898	233,604
中越地方の地震	346	999	19,293	89,387
上越地方の地震	585	481	9,278	44,257

※人的被害は、季節（夏・冬）、時刻別（昼・夜）に想定しており、上記は冬の夜間に発生した場合の被害想定。

（出典：新潟県地震被害想定調査）

## 被害想定（建築物被害）

### 地震により倒壊した家屋



（出典：新潟県中越沖地震被害の状況）

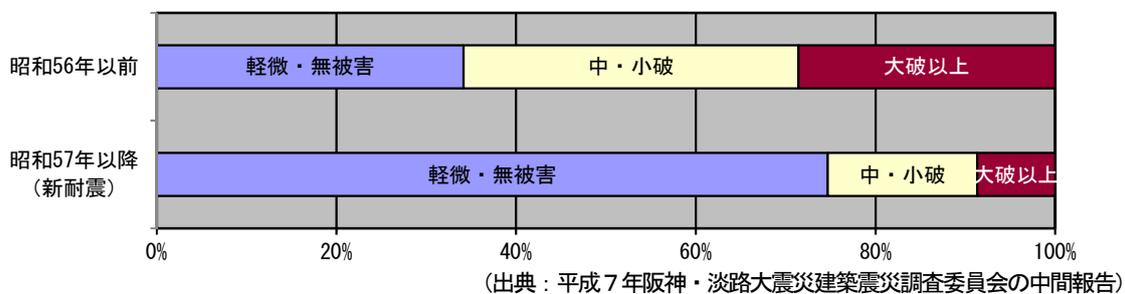
大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。  
そのため、今後、耐震化の促進を通して建築物の被害を減少させていく  
ことが、安心・安全なまちづくりの喫緊の課題とされています。

## 2 耐震化の現状

### (1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました(昭和56年6月1日施行、新耐震基準)。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの(旧基準による)について被害が大きかったことがわかっています(昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています)。

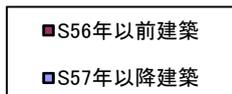
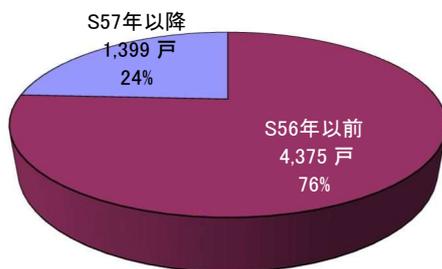
《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



### (2) 建築時期別の住宅の状況等

平成17年の阿賀町固定資産課税台帳によると、町内の住宅総数は、5,774戸であり、昭和56年以前に建築された住宅は、4,375戸で全体の76%を占めています。

《建築時期別住宅の戸数》



建築時期別住宅戸数 (単位：戸)

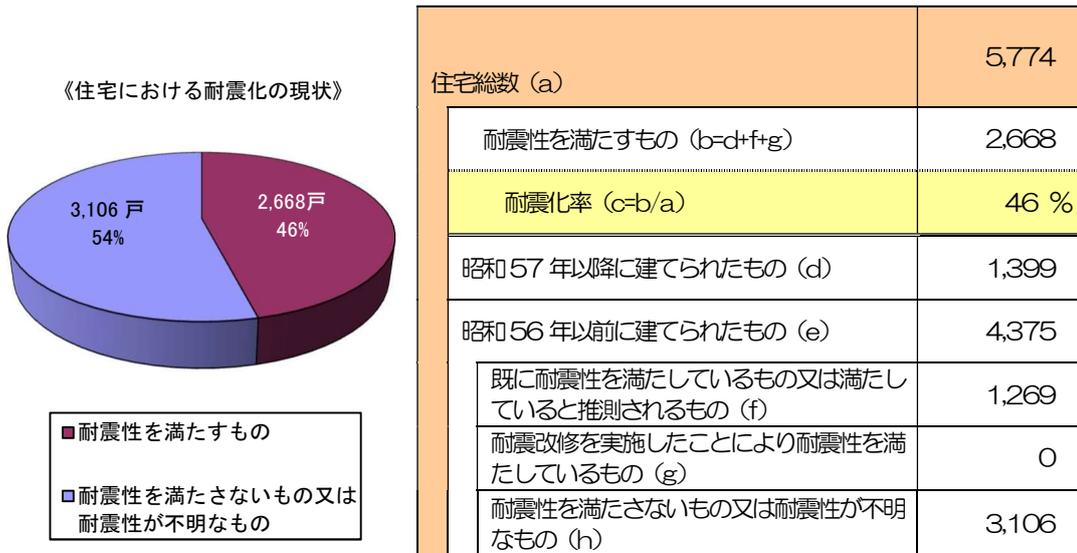
住宅総数	5,774
うち昭和56年以前建築	4,375 (76%)
うち昭和57年以降建築	1,399 (24%)

(出典：阿賀町固定資産課税台帳)

### (3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 57 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 56 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 2,668 戸となり、阿賀町内における住宅の耐震化率は、現状で 46%と推計されます。

住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)



(出典：阿賀町固定資産課税台帳 から推計)

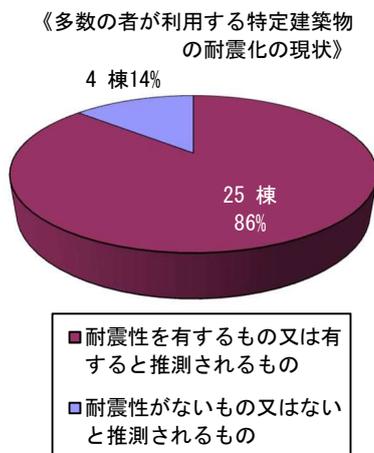
※ 昭和 56 年以前の住宅であっても、耐震性を満たすものも存在すると思われるため、これを加味する。

新潟県計画においては、昭和 56 年以前の住宅であっても 29%は「耐震性有」としている。阿賀町の場合も同じ値を採用して推計している。

#### (4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

阿賀町内に、多数の者が利用する特定建築物は 29 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 12 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 8 棟に、昭和 57 年以降に建築されたもの 17 棟を加えた 25 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 86%と推計されます。

特定建築物における耐震化率の現状（単位：棟）



特定建築物総数 (a)	29
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	25
耐震化率 (c=b/a)	86 %
昭和 57 年以降に建てられたもの (d)	17
昭和 56 年以前に建てられたもの (e)	12
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (f)	8
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	4

(特定建築物内訳)

多数の者が利用する特定建築物の区分	学校・病院・社会福祉施設等	不特定多数の住民等が利用する施設	特定多数の住民が利用する施設	その他の建築物	合計
具体的な用途	幼稚園、小学校、中学校、病院、診療所、老人ホーム、保育所等	宿泊施設、物品販売業を営む店舗、集会場等	賃貸住宅、寄宿舍、下宿等	事務所、工場、自動車車庫等	
合計 (b)	14	3	8	4	29
耐震性を満たすもの (c=e+g)	12	2	8	3	25
耐震化率 (d=c/b)	86 %	67 %	100 %	75%	86%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (e)	4	2	8	3	17
昭和 56 年以前に建築された棟数 (f)	10	1	0	1	12
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの (g)	8	0	0	0	8
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	2	1	0	1	4

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位：棟)

※特定建築物については、建築基準法第 12 条に規定する定期報告制度台帳を元に平成 21 年 3 月時点の数値で集計しています。

(公共建築物内訳)

建築物の分類	指定避難所	病院施設、社会福祉施設等	幼稚園、小・中学校等(避難所以外)	庁舎、消防署等	市町村営住宅等	集落集会所	左記以外の用途	合計
総棟数 (a=d+e)	75	15	13	8	43	40	45	239
耐震性があると判断されるもの (b=d+f)	44	13	11	4	42	32	34	180
耐震化率 (c=b/a)	59 %	87 %	85 %	50 %	98 %	80 %	76 %	75 %
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	40	12	2	4	42	32	34	166
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	35	3	11	4	1	8	11	73
耐震性を有するもの又は有すると推測されるもの (f)	4	1	9	0	0	0	0	14
耐震化が必要なもの (g) ※	31	2	2	4	1	8	11	59

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。又、今後の町の財政状況を考慮して検討を行うものとする。

統廃合された学校の校舎・体育館については避難所等の利用を継続するが、耐震改修が完了していない建物もあるため、今後の検討が必要である。

分類	区分	施設名称	特定建築物	所在地	担当課	避難場指定	使用状有無	建築年月	耐震診断の実施	診断実年月	耐震診断予定		耐震改の実施	改修年月	改修予定		備考		
											～H25年	H25年～			～H25年	～H30年			
1社会福祉施設	1-1児童福祉施設	もみじ保育園		津川35番地	町民生活課	○	○	S44							○		建替予定H23～H24		
		とこなみ保育園		平堀2087番地	町民生活課	○	○	S58											
		鹿瀬保育園		鹿瀬3467番地	町民生活課	○	○	H6.3											
		日出谷保育園		日出谷甲4866番地	町民生活課	○	○	H9.3											
		上条保育園		両郷甲3192番地	町民生活課	○	○	H9											
		日野川保育園		日野川乙2361番地1	町民生活課	×	○	H10											
		三宝分保育園		三方甲1135番地1	町民生活課	×	×	H7											
		わかば保育園		あが野南4324番地8	町民生活課	○	○	H10.3											
		豊実保育園		豊実戊7番地	町民生活課	○	×	H7											
	1-2老人福祉施設	室谷児童館		神谷丙894番地65	町民生活課	×	×	H7											
		養護老人ホームきりん荘	○	鹿瀬6259番地	町民生活課	×	○	H13.3											
		阿賀町老人福祉センターさわやかホ	○	鹿瀬11540番地55	町民生活課	○	○	H5.3											
		阿賀町高齢者生活福祉センター		三方甲1135番地1	町民生活課	×	○	H4.3											
		高齢者生活支援ハウス		あが野南4324番地32	町民生活課	×	○	H16.3											
	1-3身体障害者更生援護施設	コミュニティーデイホーム豊実		豊実戊7番地	町民生活課	×	○	H7											
		阿賀町地域活動支援センター		白崎318番13	町民生活課	×	○	S60.12											
	1-4保護施設																		
1-5その他の社会福祉施設	阿賀町高齢者ふれあい会館		平堀2087番地	町民生活課	○	○	H11.12												
	あがの作業所		津川3268番地2	町民生活課	×	○	S44								○		建替予定H22		
	みかわ寿会館		五十島257番地	町民生活課	○	○	H4												
	小計	19	2												2	0			
(うち防災拠点)																			
2幼稚園																			
	小計	0	0												0	0			
	(うち防災拠点)																		
3小学校	3-1校舎	津川小学校	○	津川3234	学校教育課		○	S55		H18									
		三郷小学校	○	天満118	学校教育課		○	S53		H14									
		鹿瀬小学校	○	向鹿瀬	学校教育課		○	H4											
		日出谷小学校	○	日出谷甲4913	学校教育課		○	S62											
		上条小学校	○	両郷乙1552	学校教育課		○	S54		H14									
		西川小学校	○	日野川乙2361-1	学校教育課		○	S55		H21									耐震性有り
		三宝分小学校	○	三宝分甲433	学校教育課		○	S56										H22年3月31日統合	
		七名小学校	○	七名乙2873	学校教育課		○	S56										H22年3月31日統合	
		3-2体育館	津川小学校		津川3234	学校教育課	○	○	S57		H20								
	三郷小学校			天満118	学校教育課	○	○	S54		H21									
	鹿瀬小学校			向鹿瀬	学校教育課	○	○	H5											
	日出谷小学校			日出谷甲4913	学校教育課	○	○	S62											
	上条小学校			両郷乙1552	学校教育課	○	○	S55		H20									
	西川小学校			日野川乙2361-1	学校教育課	○	○	H2											
	三宝分小学校			三宝分甲433	学校教育課	○	○	S56										H22年3月31日統合	
	七名小学校		七名乙2873	学校教育課	○	○	S56										H22年3月31日統合		
小計	16	8												0	0				
(うち防災拠点)																			
4中学校	4-1校舎	阿賀津川中学校	○	津川250	学校教育課		○	S49		H10									
		三川中学校	○	白崎2500-1	学校教育課		○	S41		H16									
		鹿瀬中学校		鹿瀬7797	学校教育課		×	S53		H16								学校は津川に統合	
		上川中学校		両郷2200	学校教育課		×	S49								—	—	学校は津川に統合	
	4-2体育館	阿賀津川中学校		津川250	学校教育課	○	○	H19											
		三川中学校		白崎2500-1	学校教育課	○	○	S44		H18									
		鹿瀬中学校		鹿瀬7797	学校教育課	○	○	S54		H16						—	—		
		上川中学校		両郷2200	学校教育課	○	○	S49								—	—		
	小計	8	2												0	0			
	(うち防災拠点)																		

公共施設等の耐震改修状況調 一覧表

(平成21年 3月現在)

分類	区分	施設名称	特定建築物	所在地	担当課	避難場指定	使用状有無	建築年月	耐震診断の実施	診断実年月	耐震診断予定		耐震改の実施	改修年月	改修予定		備考
											~H25年	H25年~			~H25年	~H30年	
5高等学校	5-1校舎	阿賀黎明高校(中等学校)	○	津川361-1	新潟県	×	○	—									建築年月, 改修実施日不明
	5-2体育館	阿賀黎明高校(中等学校)		津川361-1	新潟県	○	○	—									建築年月, 改修実施日不明
	小計		2	1			1	2			2	0	0	2	0	0	
	(うち防災拠点)																
6庁舎		阿賀町役場(本庁)	○	津川580番地	総務課	×	○	H6.3									
		阿賀町役場鹿瀬支所	○	鹿瀬8931-1	鹿瀬支所	×	○	H7.1									
		阿賀町役場上川支所	○	豊川甲236番地	上川支所	×	○	S61									
		阿賀町役場三川支所		白崎1182	三川支所	×	○	S32.5								—	—
	小計		4	3			0	4			0	0	0	0	0	0	
(うち防災拠点)																	
7公民館等		文化福祉会館	○	津川2130		×	○	S56.1								—	—
		教育文化センター		谷沢397番地	社会教育課		○	S54									
		ふるさと交流川屋敷		津川3501番地の1	社会教育課		○	H9									
		阿賀野川文化資料館		石間地内	社会教育課		○	S63									
		ふるさと学習館		細越513	社会教育課		○	S60									
		旧下条小学校		熊渡1422	社会教育課		○	S54								—	—
		旧綱木中学校		綱木2050	社会教育課		○	S50								—	—
		旧三川小学校中ノ沢冬期分校		中ノ沢816	社会教育課		○	S60									
	小計		8	1			0	8			0	0	0	0	0	0	0
(うち防災拠点)																	
8体育館		豊実体育館		豊実戊7番地の2	社会教育課			S30								—	—
		津川B&G海洋センター		津川3913番地10	社会教育課		○	S57									
		上川B&G海洋センター		両郷甲3325番地1	社会教育課		○	S63									
		三川B&G海洋センター		黒岩3469番地2	社会教育課		○	S55								—	—
	小計		4	0			0	3			0	0	0	0	0	0	0
(うち防災拠点)																	
9診療施設	9-1医療救護施設	津川診療所		津川字西山道西2100-9	保健年金課	×	○	H19.3									
		鹿瀬診療所		向鹿瀬1154	保健年金課	×	○	H10.3									
		鹿瀬歯科診療所		向鹿瀬1154	保健年金課	×	○	H10.3									
		上川診療所		豊川字木戸口甲282-2	保健年金課	×	○	S46.12			○						
		町営三川診療所・在宅介護支援センター		あが野南字黒坪4324	保健年金課	×	○	H9.3									
		県立津川病院	○	阿賀町津川200番地	新潟県		○										
	9-2上記以外																
小計		6	1			0	6			0	1	0	1	0	0		
(うち防災拠点)																	

分類	区分	施設名称	特定建築物	所在地	担当課	避難場指定	使用状有無	建築年月	耐震診断の実施	診断実年月	耐震診断予定		耐震改の実施	改修年月	改修予定		備考	
											～H25年	H25年～			～H25年	～H30年		
10その他		みかわ会館		五十沢2598	三川支所	○	○	S48			—	—			—	—	耐震診断実施の検討	
		あがの荘		小花地	三川支所	×	○	S55			—	—			—	—		
		ふるさと山荘		川口2166	三川支所	○	○	S56			—	—			—	—		
		ロッジホワイト		川口2367	三川支所	×	○	S58										
		陶芸スタジオみかわ		五十沢	三川支所	×	○	S59										
		岩谷将軍停		岩谷	三川支所	×	○	S59										
		新三川YOU&湯		五十沢2598	三川支所	×	○	S62										
		中ノ沢渓谷森林公園管理棟		中ノ沢	三川支所	×	○	S63										
		岩谷落書庵		岩谷2103岩谷山平等寺内	三川支所	×	○	H5										
		多目的ふれあいセンター		川口	三川支所	×	○	H5										
		ホテルみかわ	○	五十沢2598	三川支所	×	○	H6										
		ふるさと工芸館		五十沢	三川支所	×	○	H6										
		五十島防災コミュニティセンター		五十島	三川支所	×	○	H8										
		津川保健センター		津川字本陣場40	保健年金課	○	○	S55.3				○						
		津川総合福祉保健センターやまぶきの里		津川字荒田道上664	保健年金課	○	○	H13.9										
		鹿瀬保健センター		向鹿瀬1128	保健年金課	×	○	S55				○						
		上川保健センター・歯科診療所		両郷字大屋敷甲2150	保健年金課	×	○	S53				○						
		三川保健センター		白崎字島1182	保健年金課	×	○	S55.12				○						
		阿賀町就業改善センター		平堀880	農林商工課	×	○	S56										
		清川高原保養センター1号館		京ノ瀬4851	企画観光課	×	○	H1										
		清川高原保養センター2号館		京ノ瀬4851	企画観光課	×	○	H4										
		狐の嫁入り屋敷		津川3501-1	企画観光課	×	○	H8										
		四季彩館		京ノ瀬4851	企画観光課	×	×	H4										
		赤湯		鹿瀬11540番地1	鹿瀬支所	×	○	H7・H14・H18										
		赤崎荘		鹿瀬11540番地1	鹿瀬支所	×	○	H3～H5										
		みかぐら荘		広谷乙2088	上川支所	×	○	S56										
		あすなろ荘		広谷乙1714	上川支所	×	○	S62～H3										
		かやぶきの里		室谷	上川支所	×	○	H7										
		七福荘		七名乙930	上川支所	×	○	H13										
		角神青少年旅行村バンガロー		鹿瀬11540番地1	鹿瀬支所	×	○	H9・H10										
		ふれあいの森バンガロー		七名乙	上川支所	×	○	H6・H7										
		あすなろ森林公園バンガロー		広谷乙	上川支所	×	×	H3～H5										
	小計		32	1							4	0	0		0	0		
	(うち防災拠点)																	
11消防本部、 消防署所		阿賀町消防本部	○	津川351番地4	消防本部	×	○	S49.9									廃止予定	
		日出谷分遣所		日出谷乙1719番地1	消防本部	×	○	S63.12										
		上川分遣所		豊川甲333番地	消防本部	×	○	S50.7							—	—		
		三川分遣所		白崎1182番地	消防本部	×	○	S49.6							—	—		
		小計		4	1							0	0	0		0	0	
	(うち防災拠点)																	

分類	区分	施設名称	特定建築物	所在地	担当課	避難場指定	使用状有無	建築年月	耐震診断の実施	診断実年月	耐震診断予定		耐震改の実施	改修年月	改修予定		備考
											～H25年	H25年～			～H25年	～H30年	
12公営住宅等		後地団地(101～411号)	○	津川3270番地	建設課	×	○	H19～H20									
		上ノ山団地(1～3号・5号)		上ノ山20番地	建設課	×	○	H5									
		上ノ山団地(6～8号・10～12号)		上ノ山10番地4	建設課	×	○	H6									
		上ノ山団地(13号・15号・16号)		上ノ山19番地	建設課	×	○	H7									
		上ノ山団地(17号・18号・20～23号・25号)		上ノ山1番地12	建設課	×	○	H8									
		堂島団地(1～7号・9号・24号・25号)		鹿瀬7700番地	建設課	×	○	S61									
		堂島団地(8号・13号・16～23号)		鹿瀬7700番地	建設課	×	○	S60									
		堂島団地(10～12号・14号・15号)		鹿瀬7700番地	建設課	×	○	S59									
		マコノ浦団地(701号～802号)		九島334番地1	建設課	×	○	H12									
		松ヶ丘団地(A-1～B-10号)		豊川甲2563番地1	建設課	×	○	H6									
		松ヶ丘団地(C-11～C-17号)		豊川甲2563番地1	建設課	×	○	H7									
		松ヶ丘団地(D-18～D-21号)		豊川甲2563番地1	建設課	×	○	H9									
		松ヶ丘団地(E-22～E-24号)		豊川甲2563番地1	建設課	×	○	H10									
		白崎牧団地(1-1・1-2)		白崎2592番地1	建設課	×	○	S63									
		白崎牧団地(1-3・1-4)		白崎2592番地1	建設課	×	○	H1									
		白崎牧団地(2-1～2-3)		白崎2592番地1	建設課	×	○	S62									
		黒岩団地(A棟)	○	黒岩3601番地1	建設課	×	○	H13									
		黒岩団地(B棟)	○	黒岩3601番地1	建設課	×	○	H13									
		黒岩団地(C棟)	○	黒岩3601番地1	建設課	×	○	H14									
		黒岩団地(1号・2号)		黒岩3601番地1	建設課	×	○	H5									
		黒岩団地(3号・4号)		黒岩3601番地1	建設課	×	○	H3									
		黒岩団地(5号・6号)		黒岩3601番地1	建設課	×	○	H4									
		黒岩団地(7号・8号)		黒岩3601番地1	建設課	×	○	H2									
		東下条団地(1号・2号)		熊渡2282番地3	建設課	×	○	H4									
		東下条団地(3号・4号)		熊渡2282番地3	建設課	×	○	H5									
		あが野団地(7号・8号・10号)		あが野南4349番地	建設課	×	○	H11									
		岡沢団地(1～3号・5号)		岡沢30番地	建設課	×	○	H12									
		岡沢団地(6～8号)		岡沢30番地	建設課	×	○	H13									
		向鹿瀬団地(A～E号)		向鹿瀬803番地13、90番地9	建設課	×	○	H11									
		向鹿瀬団地(F号・G号)		向鹿瀬90番地9	建設課	×	○	H12									
		向鹿瀬団地(1～3号)		向鹿瀬803番地7	建設課	×	○	H6									
		マコノ浦団地(101号～602号)		九島334番地1	建設課	×	○	H5									
		松ヶ丘団地(T-1～T-3号)		豊川甲2563番地1	建設課	×	○	H8									
		白崎牧団地(3号)		白崎2592番地1	建設課	×	○	H6									
		黒岩団地(D棟)	○	黒岩3601番地1	建設課	×	○	H15									
		黒岩団地(10号)		黒岩3601番地1	建設課	×	○	H6									
		あが野団地(1号・2号)		あが野南4349番地38	建設課	×	○	H7									
		あが野団地(3号・4号)		あが野南4349番地	建設課	×	○	H8									
		あが野団地(5号・6号)		あが野南4349番地	建設課	×	○	H10									
		あが野団地(あが野ハイツ101～310号)	○	あが野南4349番地39	建設課	×	○	H9									
	向鹿瀬団地(メゾン赤崎101～302号)	○	向鹿瀬90番地10	建設課	×	○	H12										
	向鹿瀬団地(メゾン黒崎101～302号)	○	向鹿瀬90番地10	建設課	×	○	H12										
	七名(1号・4号)		七名乙2873番地、1371番地	建設課	×	○	S55									施設廃止(撤去)予定	
	小計	43	8			0	43		0		0	0	0		0	0	
	(うち防災拠点)																
13職員公舎																	
	小計	0	0			0	0		0		0	0	0		0	0	
	(うち防災拠点)																
14その他 (上記以外)		阿賀町クリーンセンター		弘川1991番地	町民生活課	×	○	H6.4									
		阿賀町エコパーク		弘川1985-1	町民生活課	×	○	H15.4									
		阿賀町汚泥再生センター		西374番地	町民生活課	×	○	H12.3									
		阿賀町ストックヤード		野村1029番地	町民生活課	×	○	H19.1									
		阿賀町火葬斎場		鹿瀬	町民生活課	×	○	H22.4									建替中
	小計	5	0			0	5		0		0	0	0		0	0	
	(うち防災拠点)																
合計		151	28			27	143		15		5	0	12		2	0	
(うち防災拠点)		0	0			0	0		0		0	0	0		0	0	

※調書の内容について毎年加除確認を行い、積極的な情報公開を行うものとする。

分類	施設名称	特定建築物	所在地	担当課	避難場所指定	使用状況有無	建築年月	耐震診断の実施	診断実施年月	耐震診断予定		耐震改修の実施	改修年月	改修予定		備考	
										～H25年	H25年～			～H25年	～H30年		
集落集会場	倉ノ平生活改善センター		倉ノ平261番地	総務課	○	○	S50.11			—	○			—	○		
	西集落開発センター		西2418番地	総務課	○	○	S52.12			—	○			—	○		
	野村地域農業開発センター		野村1234番地1	総務課	○	○	S53.10			—	○			—	○		
	大牧集落開発センター		大牧4172番地1	総務課	○	○	S54.2			—	○			—	○		
	八木山地域農業集落センター		八木山655番地1	総務課	○	○	S54.11			—	○			—	○		
	八ツ田地域農業開発センター		八ツ田608番地	総務課	○	○	S54.11			—	○			—	○		
	京ノ瀬集落開発センター		京ノ瀬1680番地	総務課	○	○	S54.11			—	○			—	○		
	角島集落開発センター		角島64番地1	総務課	○	○	S54.11			—	○			—	○		
	福取集落開発センター		福取無地番	総務課	○	○	S55.10			—	○			—	○		
	花立集落開発センター		花立27番地1	総務課	○	○	H2.11										
	赤岩集落開発センター		赤岩3251番地口	総務課	○	○	H2.11										
	広沢集落開発センター		広沢74番地2	総務課	○	○	H6.12										
	上ノ山もみじ会館		上ノ山22番地	総務課	×	○	H16.3										
	奥田会館		津川715番地51	総務課	○	○	H19.12										
	1区ふれあい会館		津川346番地1	総務課	○	○	H20										
	鹿瀬区民センター	○	鹿瀬7797番地22	鹿瀬地域振興課	×	○	H16.3										
	深戸ふれあいセンター		鹿瀬1300番地	鹿瀬地域振興課	○	○	H4.12										
	向鹿瀬ゆずり葉センター		向鹿瀬1373番地2	鹿瀬地域振興課	○	○	H18.3										
	徳瀬集落センター		日出谷甲6093番地2	鹿瀬地域振興課	○	○	H17.2										
	ふるさと中村会館		日出谷甲3714番地	鹿瀬地域振興課	×	○	H15.3										
	水沢公民館		日出谷甲2250番地1	鹿瀬地域振興課	○	○	H14.3										
	平瀬公民館		日出谷乙335番地	鹿瀬地域振興課	○	○	H15.3										
	夏渡戸集会施設招喜会館		日出谷甲6965番地3	鹿瀬地域振興課	×	○	H14.3										
	菱瀧ふれあいセンター		豊実甲1658番地	鹿瀬地域振興課	○	○	H16.3										
	とよみ会館		豊実乙1082番地6	鹿瀬地域振興課	○	○											
	新渡集落センター		豊実丙575番地	鹿瀬地域振興課	○	○	H16.3										
	荒沢多目的センター		豊実丁1756番地4	鹿瀬地域振興課	○	○	H14.3										
	麦生野ふれあい公民館		豊実戊361番地1	鹿瀬地域振興課	○	○	H16.3										
	徳石多目的集会所		豊実乙1776番地4	鹿瀬地域振興課	×	○	H12.3										
	馬取公民館		豊実丁590番地1	鹿瀬地域振興課	×	○	H18.3										
	当麻公民館		日出谷乙2986番地6	鹿瀬地域振興課	○	○	H19.3										
	弘川集落ふれあいセンター		弘川379番地	上川地域振興課	×	○	H8										
	黒谷集会所		三方乙593番地	上川地域振興課	×	○	H14										
	牧野集落ふれあいセンター		小出1459番地	上川地域振興課	×	○	H7										
	東岐会館		小出2725番地	上川地域振興課	×	○	S51				—	○			—	○	
	野中会館		両郷甲1101番地	上川地域振興課	×	○	H9										
	高清水集落活性化センター		両郷乙1490番地22	上川地域振興課	×	○	H5										
	九島会館		九島843番地	上川地域振興課	×	○	S60										
	長木集落ふれあいセンター		九島3361番地1	上川地域振興課	×	○	H8										
	七堀集落開発センター		九島5321番地1	上川地域振興課	×	○	H3										
	太田会館		豊川甲921番地	上川地域振興課	×	○	S59										
	松ヶ丘集落ふれあいセンター		豊川甲2561番地23	上川地域振興課	×	○	H4										
	石畑活性化集落センター		豊川乙279番地1	上川地域振興課	×	○	H7										
	小山集落開発センター		豊川丙872番地	上川地域振興課	×	○	S54				—	○			—	○	
	三階原集落開発センター		日野川甲2396番地1	上川地域振興課	×	○	S52				—	○			—	○	
	芹田集落開発センター		日野川甲1066番地1	上川地域振興課	×	○	S55				—	○			—	○	
	小杉集落開発センター		日野川乙2356番地8	上川地域振興課	×	○	S56				—	○			—	○	
岩井田集落ふれあいセンター		日野川乙2543番地	上川地域振興課	×	○	H11											
高出集落開発センター		日野川丙1840番地	上川地域振興課	×	○	S57											
八田蟹集落開発センター		広谷乙562番地	上川地域振興課	×	○	S53				—	○			—	○		
蟬集会所		広谷丙1464番地	上川地域振興課	×	○	H13											
栃堀集落開発センター		広谷甲796番地	上川地域振興課	×	○	S52				—	○			—	○		
広瀬集会所		神谷甲582番地	上川地域振興課	×	○	S62											
檜山集会所		神谷甲59番地	上川地域振興課	×	○	S58											
鍵取集落ふれあいセンター		神谷乙587番地	上川地域振興課	×	○	H6											
相高島集落開発センター		三方甲1135番地	上川地域振興課	×	○	H1											
安用集落開発センター		三宝丙分829番地1	上川地域振興課	×	○	H2											

公共施設等の耐震改修状況調 一覧表

(平成21年3月現在)

分類	施設名称	特定建築物	所在地	担当課	避難場所指定	使用状況有無	建築年月	耐震診断の実施	診断実施年月	耐震診断予定		耐震改修の実施	改修年月	改修予定		備考				
										～H25年	H25年～			～H25年	～H30年					
	大尾集会所		七名乙890番地2	上川地域振興課	×	○	S58													
	丸淵集会所		七名1916番地8	上川地域振興課	×	○	S59													
	東山集落開発センター		東山234番地	上川地域振興課	×	○	S60													
	面倉集会所		東山851番地2	上川地域振興課	×	○	H2													
	中山集会所		東山2516番地1	上川地域振興課	×	○	S31			—	○			—	○					
	栄集落センター		九島5263番地1	上川地域振興課	×	○	H19.1													
	押手集会所		七名甲146番地	上川地域振興課	×	○	H19													
	明谷沢会館		三方甲65番地	上川地域振興課	×	○	H20.12													
	上綱木生活改善センター		綱木1377番地2	三川地域振興課	○	○	S55.12			—	○			—	○					
	古岐活性化センター		古岐69番地	三川地域振興課	○	○	H12.3													
	新谷生活改善センター		新谷1438番地1	三川地域振興課	○	○	S54.12			—	○			—	○					
	行地集会所		行地434番地1	三川地域振興課	○	○	H6.11													
	細越集落開発センター		細越481番地5	三川地域振興課	○	○	S57.11													
	川口集落開発センター		川口2037番地	三川地域振興課	○	○	H1.11													
	岩谷集落開発センター		岩谷2192番地	三川地域振興課	○	○	S59.12													
	岡沢集落開発センター		岡沢607番地1	三川地域振興課	○	○	S58.11													
	黒岩ふれあいセンター		黒岩3625番地	三川地域振興課	○	○	H4.10													
	小花地集落開発センター		小花地53番地	三川地域振興課	○	○	S61.11													
	熊渡集落開発センター		熊渡1282番地1	三川地域振興課	○	○	S59.10													
	長谷集落開発センター		長谷2945番地	三川地域振興課	○	○	S56.11			—	○			—	○					
	下綱木集会所		綱木2601番地1	三川地域振興課	○	○	S55.11			—	○			—	○					
	五十沢会館		五十沢2084番1	三川地域振興課	○	○	S54.12			—	○			—	○					
	白崎集会所		白崎406番地1	三川地域振興課	○	○	S55.10			—	○			—	○					
	吉津公会堂		吉津946番地2	三川地域振興課	○	○	S49.4			—	○			—	○					
	上島集会所		上島1894番地3	三川地域振興課	○	○	S50.4			—	○			—	○					
	谷沢会館		谷沢380番地4	三川地域振興課	○	○	S53.12			—	○			—	○					
	五十島集会所		五十島852番地	三川地域振興課	○	○	S51.4			—	○			—	○					
	石戸集会所		石戸214番地	三川地域振興課	○	○	S51.4			—	○			—	○					
	釣浜集会所		釣浜4913番地3	三川地域振興課	○	○	S49.11			—	○			—	○					
	石間集会所		石間3908番地	三川地域振興課	○	○	S52.4			—	○			—	○					
	あが野ニュータウン集会所		あが野北3530番地83	三川地域振興課	○	○	H14.4													
合計		88	1							48	88			0	0	30	0	0	0	30

※調書の内容について毎年加除確認を行い、積極的な情報公開を行うものとする。

### 3 建築物の耐震化の目標設定

#### (1) 住宅の耐震化の現状

阿賀町固定資産課税台帳をもとに推計した、平成17年度の阿賀町の住宅総数は約 5,800戸です。そのうち、耐震性のある住宅は約 2,700戸とされ、耐震化率は約 46%になります。

住宅の耐震化の現状（平成17年度）

	総戸数 (戸)	耐震性の劣る もの(戸)	耐震性のある もの(戸)	耐震化率 (%)
全 国	—	—	—	79
新 潟 県	804,000	210,000	594,000	74
阿 賀 町	5,800	3,100	2,700	46

阿賀町固定資産課税台帳をもとに推計

#### (2) 住宅の耐震化の目標

国の基本方針では、平成17年度の時点で約79%であった住宅の耐震化率を10年後の平成27年度までに少なくとも90%とすることを目標(※)にしています。

これを踏まえ、阿賀町では計画期間内（平成27年度末）における住宅の耐震化率の目標を73%とします。

※2 [国の耐震化率の目標]

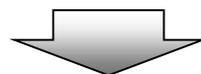
東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月 中央防災会議）の「10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させる。」の目標を踏まえ定められました。

参 考

新潟県の耐震改修促進計画では、耐震性の劣る住宅戸数を平成27年度までの10年間で半減することを目標にして、耐震化率の目標を87%としています。

住宅の耐震化率の現状

48%（平成19年度）

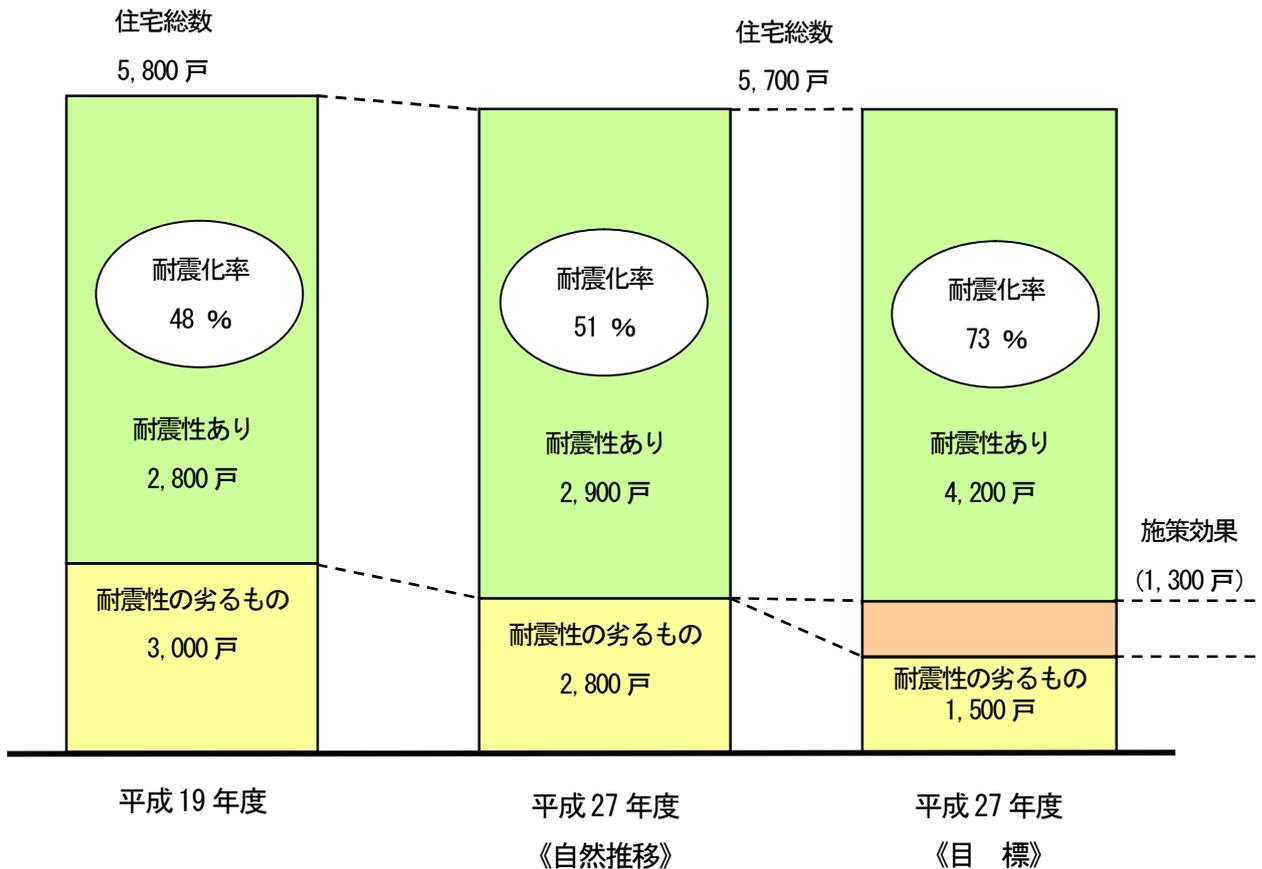


住宅の目標耐震化率

目標値 73%（平成27年度末）

平成 27 年度末時点における住宅の耐震化率を 73%に設定した場合、当該年度末における住宅の戸数は 5,700 戸と推計され、そのうち耐震性が劣ると推計される 2,800 戸について、目標年次までの間に約 1,300 戸の耐震改修を政策的に誘導する必要があります。

### 住宅の耐震化の推移



以上、阿賀町固定資産課税台帳をもとに、建物建築年から現状の耐震化率、目標値設定を行いました。高齡化・人口減少が進む阿賀町では、空家率（平成 15 年度県平均約 10.3%：総務省「土地・統計調査」）が高まる傾向が予想され、実際にはもう少し高い耐震化率を有すると考えられます。今後、阿賀町の現状を考慮するとともに、空家等住宅ストックの有効活用を図りながら、耐震化の検討を行うことが望ましいと思われま。

また、豪雪地帯特有の古民家においては、長年の風雪や自然災害等に耐えて倒壊していないケースがあり、「築年数が古いから耐震性能が劣る」とは言い難い現実もあります。このような地域住宅の構造上の耐震検証も含めた調査・検討も、今後の課題かと思われま。

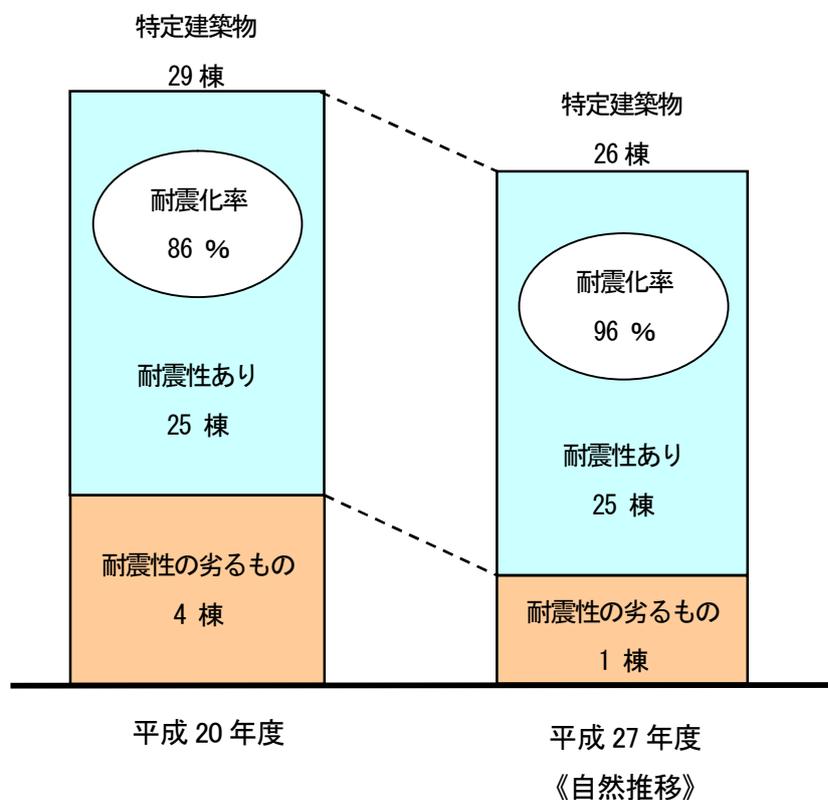
### (3) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物(※3)は、住宅と同様に積極的な耐震改修の促進が重要となります。このため、平成27年度末までの耐震化率の目標を国・県の数値目標と同様の90%とします。

平成27年度末時点における特定建築物の数は、小学校の統合、消防本部の廃止により26棟と推計され、耐震化率96%と目標を達成することができます。

ただし耐震性が劣ると推計される残り1棟についても、目標年次までの間に耐震改修を誘導する必要があります。

#### 特定建築物の耐震化の推移



※3 [特定建築物]

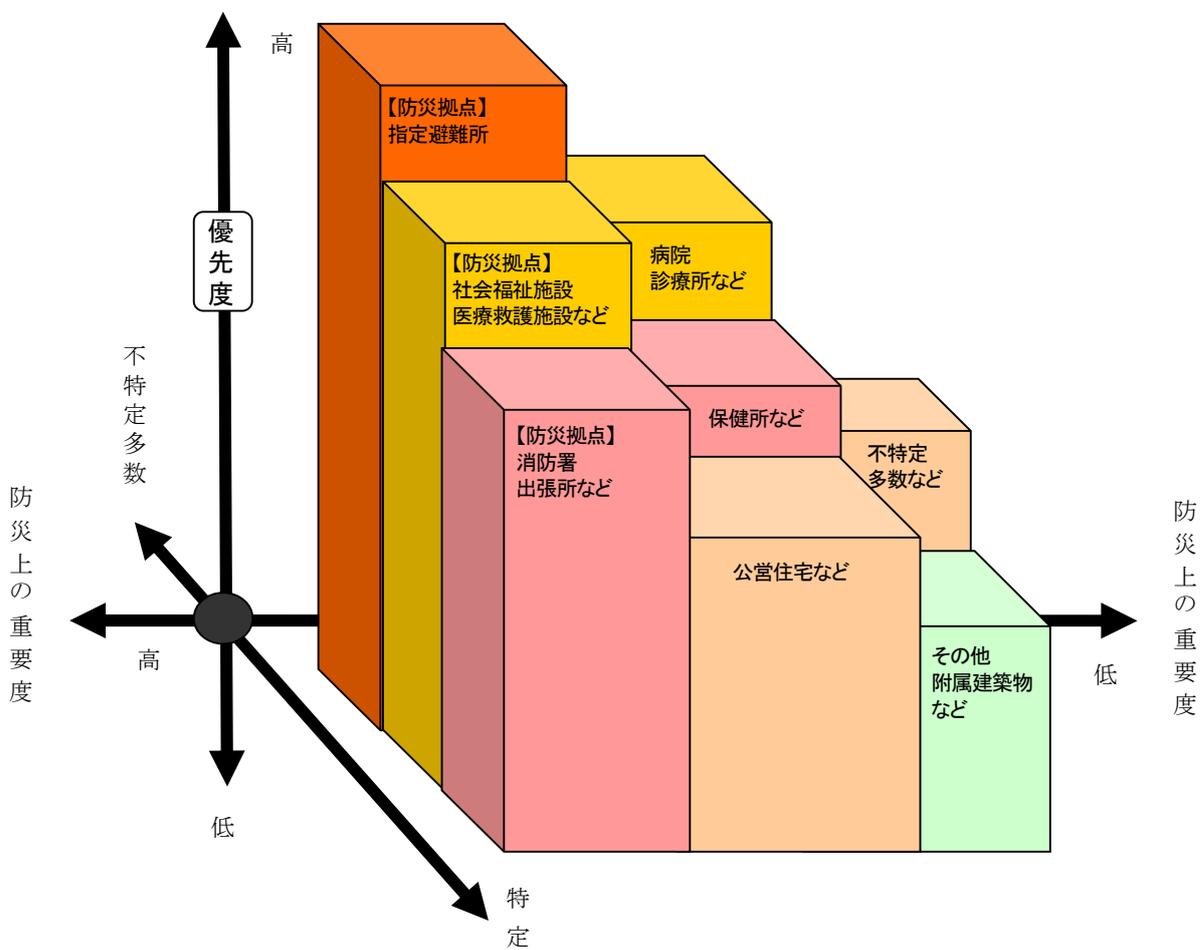
以下に掲げる建築物で、現行の耐震関係規定に適合しないものをいいます。

- ① 学校、体育館、病院、劇場、百貨店など、多数のものが利用する建築物で政令で定める規模以上のもの
- ② 火薬類、石油類等の危険物で政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物
- ③ 地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるとして政令で定める建築物

#### (4) 阿賀町が所有する特定建築物の耐震化の目標

特定建築物のうち阿賀町が所有するものについては災害時に重要な役割を担う施設が多く存在することから、特に率先した耐震化の促進が必要です。

そのため、優先度 (※4) を考慮した耐震化に関する耐震化事業計画の策定や耐震診断結果の公表などに努めます。指定避難所の一覧については、阿賀町ホームページの「阿賀町地域防災計画 資料編」に記載しています。



阿賀町有特定建築物耐震化の優先度のイメージ

※4 [町有建築物耐震化の優先度] (目標年次：平成27年度末)

- ① 防災上重要な建築物は、耐震化率100%を目指します。
- ② その他、不特定の者が利用する施設は、90%以上を目指します。

### 第3 住宅及び特定建築物の耐震化推進を図るための施策

#### 1 阿賀町の耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

##### (1) 耐震化の推進のための役割分担

###### ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、過疎高齢化が著しい阿賀町では、耐震性を有していないとされる個人住宅について高齢者世帯が多く、耐震化にかかるコストと住宅の残存年数を比較考慮した場合、耐震診断や耐震改修を実施しないという世帯が多数あります。

またこのような高齢世帯では、耐震化の相談を行うにも、近隣の大工職人の他は信頼できる事業者が分からない等の情報不足や、新潟地震～中越地震～中越沖地震と、最近 50 年で発生した近隣地震にも被害がなかったことから、「自己の住居は地震に強い」「阿賀町では直下型地震が発生しない」との偏った認識を持ち、耐震診断や耐震改修が進んでいない状況にあります。

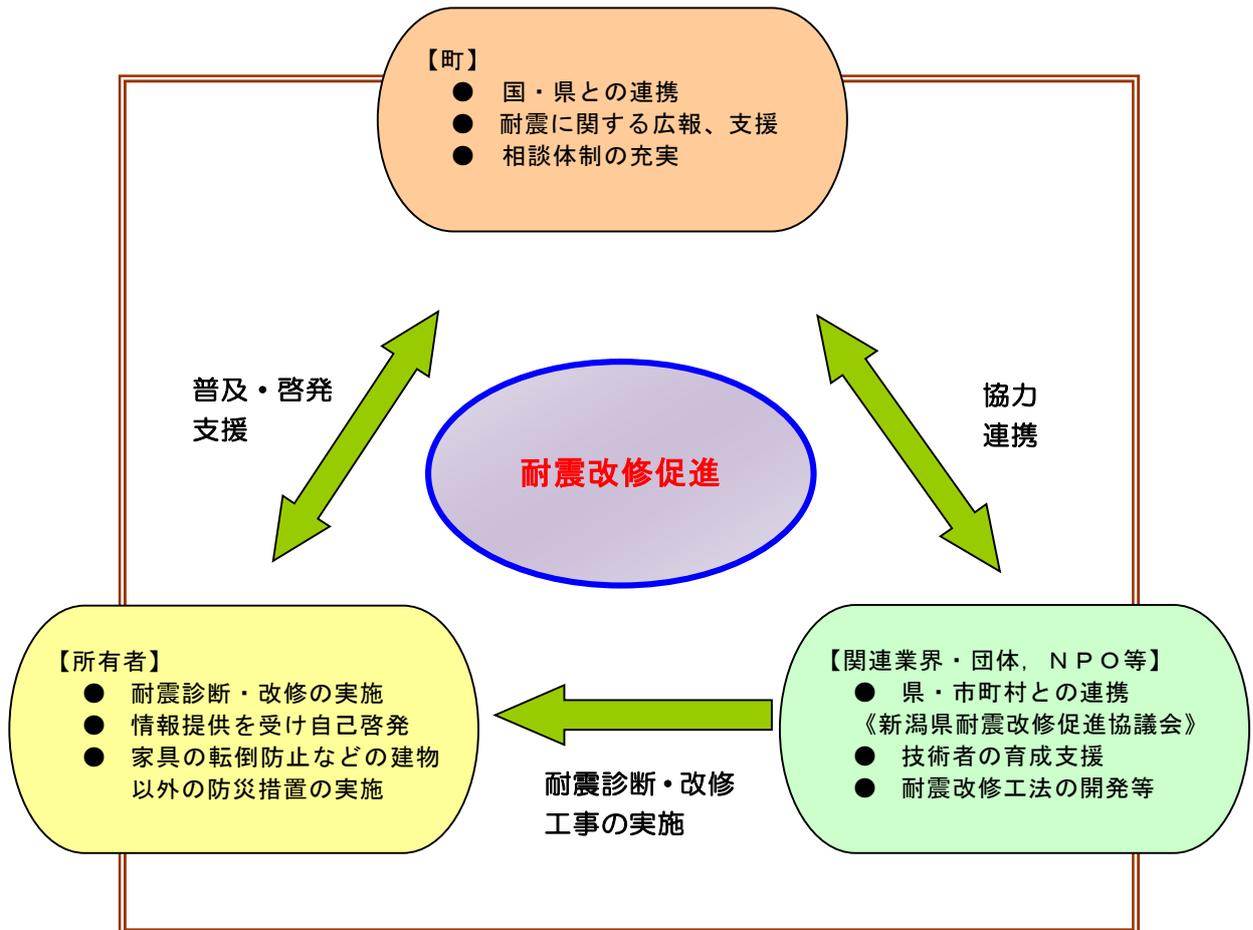
住宅や建築物の耐震化を進めるためには、このような所有者が、建築物の耐震化や防災対策を「明日自宅が被災するかもしれない」と、自身緊急の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。また阿賀町では空き家の増加により、居住者もなく耐震性も不足しているという住宅が、今後大幅に増加するものと見込まれます。これら空き屋の所有者が、老朽化して倒壊の恐れがある建物の解体撤去や、資産建築物の耐震化を自主的に実施することが、今後地域の問題として重要になってきます。

###### イ 関係団体等

建築工事関係団体や地元大工組合にあっては、町民が住宅の耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

## ウ 町

阿賀町は、住民に最も身近な地方公共団体として、上記のような実状に応じて、所有者にとって耐震化を実施しやすい環境を整え、耐震診断や耐震改修の実施を働きかけるほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も積極的に広報していきます。



### ※5 [各種の取り組み]

「新潟県耐震改修促進協議会」（平成19年7月設置）への参加

#### ☆ 協議会の概要

- ① 構成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体
- ② 協議会の所掌事項
  - a 法第5条第7項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関すること
  - b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること
  - c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること
  - d その他耐震化の促進に関して必要な事項

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

### (1) 助成・融資制度

建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等に要する費用について、次のような助成・融資制度が用意されています。

これら制度の更なる充実及び積極的な普及・周知啓発を図り活用を促して行きます。

独立行政法人住宅金融支援機構や日本政策投資銀行等の融資が用意されています。これらの活用を促して行きます。

### (2) 税制の優遇策

住宅・建築物の耐震化率向上のため、以下のような税の特例措置がとられています。

#### ① 住宅に係る耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）

##### 【所得税】

個人が、平成 20 年 12 月 31 日までに一定の区域内において、旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）を所得税から控除

##### 【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 m<sup>2</sup>相当分まで）の課税の特例

#### ② 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

##### 【所得税・法人税】

事業者が平成 20 年 3 月 31 日までに特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で一定の要件を満たす場合、耐震改修工事費 10%の特別償却

### (3) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み（※5）に努めます。

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取り組みます。

#### (1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

個人住宅にあっては、全世帯を対象とした広報紙の活用や耐震に関する啓発のためのパンフレット等を配布し、耐震化を認知してもらうとともに必要性について周知についても積極的に図ります。

#### (2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、新潟県耐震改修促進協議会で設置する木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関する相談を活用し、住民ニーズに対応します。

#### (3) 耐震診断技術者の養成

建築技術者に対して、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住民の耐震に対するニーズに対応させるため耐震診断技術者のための講習会に参加を呼びかけ技術力向上を支援します。

### 4 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進します。

#### (1) ブロック塀等の転倒防止

地震時にブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり大きな被害が予想されます。このことから、建築物防災週間等の機会をとおして、通学路などを中心に危険箇所の把握・指導に努めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援します。

#### (2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動を妨げることとなります。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性が認められる場合には、周知するとともに必要に応じて改修指導を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定されます。このため、建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。また、必要に応じて改修指導を行います。

(4) エレベーターの安全対策

安全点検の励行による適正な維持管理と共に、エレベーターの緊急停止によるカゴ内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や、閉じ込めが発生した際の対処方法等について、建築物の所有者及び利用者に周知を図ります。

(5) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになります。このため、身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に、家具の固定方法の普及啓発を図ります。

突っ張り棒タイプ



ベルト連結タイプ

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。



### 緊急輸送道路

**【第1次緊急輸送道路】**

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路

**【第2次緊急輸送道路】**

第1次緊急輸送道路と市町村役場、重要な防災拠点を連絡する道路

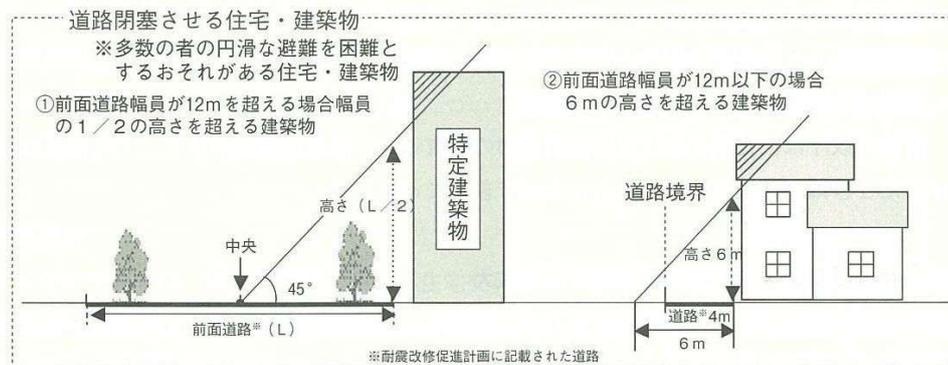
**【第3次緊急輸送道路】**

第1・2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路

阿賀町では、県で指定された緊急輸送道路のうち本町の行政区域に係る区間を「緊急輸送道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化に取り組むものとします。また、防災活動拠点施設、避難施設、輸送施設、輸送拠点施設、緊急物資集積拠点を結ぶ町道も含めた道路網を随時指定していきます。



地震後の道路閉塞の状況



多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件

## 6 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

住宅の耐震改修工事の実施に伴い、仮住居が必要となる場合、次の規定により、特定優良賃貸住宅の空き家への入居を認めるものとします。

(法第5条第3項第2号)

## 7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減

### (1) がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近接等危険住宅移転事業(資料—25)を活用して移転を促進します。

### (2) 宅地耐震化推進事業の活用

大規模な盛土による造成宅地では、大地震時に地滑りの崩壊を起こし、多くの宅地や建築物、公共施設等に甚大な被害をもたらすことがあります。その被害を軽減するため、必要に応じて宅地耐震化推進事業を活用し、宅地防災対策に努めます。

## 第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について

建築物の耐震化を図り、町民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般町民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

### 1 地震防災マップの活用

住宅や建築物の所有者が耐震化に自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は町において地震に関するハザードマップ作成に努め、ホームページ等で公表できる体制づくりを進めていきます。

### 2 情報提供の充実及び相談体制の整備等

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため以下の取り組みを行います。

- ① 経常的な耐震診断及び新潟県耐震改修促進協議会で設置する耐震改修の相談窓口の活用
- ② 建築の設計、施工関係団体と連携した相談窓口の設置の検討
- ③ 木造アパートや木造共同住宅の所有者・管理者等に対する情報提供
- ④ 耐震診断、耐震改修に係る支援制度の紹介
- ⑤ 各種業界への横断的な協力要請（普及・啓発）

### 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

- ① 本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載
- ② 窓口相談や防災訓練、講習会などでのパンフレットの配布
- ③ 新潟県耐震改修促進協議会が実施する住宅建築相談会や地震対策セミナーなどについての広報やポスター、パンフレット等による積極的な案内
- ④ 公的施設等におけるパンフレットの配置

#### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチン・バスルームの改修等リフォーム工事に合わせて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、このタイミングに耐震改修の重要性を周知し、耐震化の誘導を図ります。

具体的には、公報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をみて、住民に啓発を行います。

#### 5 町内会等との連携

大規模災害発生時には、公的機関による支援とともに、地域住民による自主的かつ組織的な活動が非常に重要になります。地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動にもつながることから、町においても啓発や必要な支援を行います。

#### 6 耐震改修促進税や地震保険料割引等の周知

個人が一定の区域内において住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を所得税額から控除できる耐震改修促進税が平成18年4月から開始されました。

また、地震保険における耐震診断割引も平成19年10月1日より適用されたことから、今後の耐震改修の促進につながるため、制度の周知を徹底します。

## 第5 耐震診断及び耐震改修の法による指導等

### 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本町においても町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。

#### (1) 法の定める規定

##### ○ 指導・助言

所管行政庁（※6）は、耐震診断及び耐震改修の適格な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

（法第7条第1項）

##### ○ 指示

所管行政庁は、指導に従わなかった者のうち、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修が行なわれていないと認めるときは、必要な指示を行います。

（法第7条第2項）

##### ○ 公表

所管行政庁は、指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

（法第7条第3項）

#### ※6 [所管行政庁]

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます。（法第2条第3項）

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法第7条第3項による公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行わなかった場合、特定行政庁（※7）は、建築基準法の規定に基づき勧告又は命令等を行います。このことから、本町においても特定行政庁と連携して対応することとします。

### ○ 勧告

特定行政庁は、当該建築物が損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行います。

（建築基準法第10条第1項）

### ○ 命令

特定行政庁は、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとることを命令します。

（建築基準法第10条第2項）

特定行政庁は、当該建築物が著しく保安上危険であると認めるときは、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令します。

（建築基準法第10条第3項）

#### ※7 [特定行政庁]

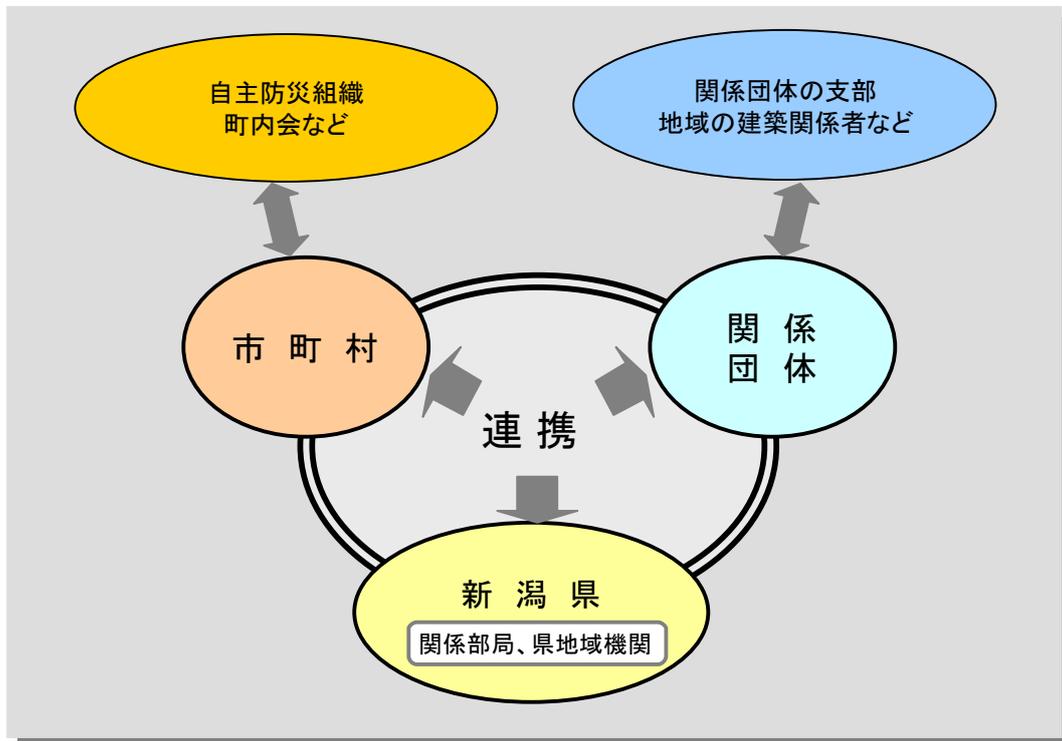
建築基準法に基づき、違反建築物に対する是正命令、不適格建築物に対する命令、用途地域内の建築制限に関する許可等を行なう権限を有する機関。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

（建築基準法第2条第32号）

## 第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 1 新潟県耐震改修促進協議会の参加

本計画を実施するにあたり、今後、県、本町以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。



新潟県耐震改修促進協議会のイメージ

(県、市町村及び関係団体が連携)

## 附 則

次期計画が策定されるまでの間は、本計画を運用することとし、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。